

# 国民年金制度の歴史的検討

百瀬 優

## はじめに

1. 国民年金制度における3つの特徴の形成
2. 国民年金制度における3つの特徴の修正
3. 考察と展望

## はじめに

わが国では1959年の国民年金法の制定により国民皆年金体制となったが、当時の国民年金制度は、(1) 適用範囲の限定、(2) 社会保険方式、(3) 積立方式という3つの特徴を有していた。国民年金は、今日までに大きく制度改正されているが、その改正の内容を振り返ると、公的年金の役割を拡大していくために、これらの特徴を修正することに大きなウェイトが置かれていたと見ることができる。

そこで、本稿では、まず、これらの特徴が形成された要因とそれらがどのように修正されてきたのかに焦点をしぼって、国民年金の制度改正の歴史を整理してみたい。その整理を踏まえて、その修正のされ方が年金制度にどのような影響をもたらしたのかについて検討する。

## 1. 国民年金制度における3つの特徴の形成

まず、国民年金制度に関する検討に入る前に、国民皆年金体制が成立した背景について簡単に触れておきたい。古くは、戦前の労働者年金保険法制定時における衆議院の審議等において、国民全体の国民年金の必要が言われていた<sup>1</sup>が、それが現実味を帯びてくるのは戦後に入ってからである。とりわけ、昭和30年代に入ると、平均寿命の伸長と人口構造の高齢化傾向が明確に予測されていたことに加えて、核家族化の傾向が強まってきたことなどにより、老人扶養の問題が国民的課題として大きくクローズアップされるようになった。その一方で、当時の公的年金制度の状況を見ると、被用者層に対しては、厚生年金保険や各種の共済年金が実施されていたものの、その適用範囲は狭く、1955年の時点で、20～59歳人口（約4300

万人) のうち、厚生年金保険の強制適用対象となっていたなかった零細企業従業員、農漁業従事者、自営業者を中心に約3300万人が公的年金制度に未加入となっていた<sup>2</sup>。このような大量の未加入者の存在は、当時重大問題であった二重構造問題<sup>3</sup>の社会保障分野における現象であり、政治的にも放置することが不可能であった。こうしたことから、公的年金の適用範囲拡大の気運が高まっていき、すべての国民が公的年金制度に加入し、その給付を受けることができるという国民皆年金体制の成立へつながっていったのである<sup>4</sup>。

国民皆年金体制を達成するための制度として創設された国民年金制度はいくつかの特徴を有していたが、そのなかでも、(1) 適用範囲の限定、(2) 社会保険方式、(3) 積立方式という3点を主要な特徴としてあげることができる。以下では、それぞれの特徴が形成された要因について整理してみたい。

### (1) 適用範囲の限定

国民年金制度創設に際して、大きな議論となったのは、その適用範囲をどうするかであった。すなわち、既存の被用者年金制度の加入者も含めて全国民をこの制度の適用対象者とするか、既存制度の未加入者だけをこの制度の適用対象者とするかが議論となった。1958年6月に社会保障制度審議会が「国民年金制度に関する答申」において、後者の方を主張したのに対して、厚生省に設置された国民年金委員は同年7月の「国民年金構想上の問題点」において前者の方を主張するというように、激しい意見対立が見られたが、最終的には、以下の理由から、後者の方に落ち着いた。

まず、国民年金制度の適用範囲を全国民に広げることに対しては、それによって新たな負担が発生する可能性のあった各種共済組合を管轄する関係省庁と厚生年金保険の被保険者及び使用者から抵抗を受けたという点があげられる。また、既存の公的年金の制度体系を大幅に改変して、全国民を対象とする統一的な制度体系を新たに構築するためには、意見調整に相当の時間がかかると予想され、法案の早期実現が要請されていた状況下<sup>5</sup>では、「社会政策において最も複雑ではあるが、意思決定において最も簡単な解決策が選択された」<sup>6</sup>と指摘されている。その一方、国民年金制度の対象者を未加入者に限定する場合の問題点として、制度間を移動する者に対する年金支給の問題が存在していたが、この点については、拠出制年金の開始までに有効な年金通算方式を創設することでクリア可能と考えられた。こうして、国民年金制度は、既存の公的年金制度の未加入者だけを対象とする制度としてスタートした。

### (2) 社会保険方式

適用範囲の問題に加えて、国民年金制度の基本的な仕組みを拠出制とするか、無拠出制にするかが論点となった。結果的には、拠出制を基本とし、経過的及び補完的に無拠出制を認めるということになったが、こうした形に至った理由として、資本主義社会における自己責

任原則との合致という理念的な理由に加えて、以下のような現実的な立場からの理由が存在した。

具体的には、無拠出制にすると年金制度がその時々の国の財政需要の枠内に押し込められて、その安定性が損なわれる恐れがあることや、税という財源調達方式については国民の間に心理的抵抗があり、税の増徴よりも新たな拠出保険料を創設するほうが実現可能性が高いといったことがあげられた。さらに、制度分立型の皆年金体制を取る以上、非被用者と零細企業被用者のためだけの年金に要する費用の全額を、全国民から徴収する税金で賄うことには合意が得られないだろうという理由も存在していた。こうしたことから、国民年金制度の基本原則として、拠出制が取られたのである<sup>7</sup>。

### (3) 積立方式

社会保険方式を基本的な仕組みとする場合、その財政方式を積立方式とするか、賦課方式とするかが重要な選択となる。国民年金制度創設時には、積立方式では完全な年金額の支給が遅れるため、制度開始時に充分な給付が行えないことや、積立金がインフレによる実質価値の低落に対して脆弱であるという理由から、賦課方式を支持する考えも少なくなかったものの、結果的には完全な積立方式が選択された。

その理由としては、高度経済成長の只中にあった当時の経済状況においては、投資増大効果のある積立方式の方が消費増大効果のある賦課方式よりも望ましいと考えられたことや、人口老齢化の激しい日本において賦課方式を実施するのは将来の負担能力の面で問題があることがあげられている<sup>8</sup>。また、官僚側では、賦課方式にすれば、年金制度が政治家によって利用される恐れがあることを懸念して、積立方式を守るという態度が取られていた<sup>9</sup>。

以上（1）～（3）で見てきたように、国民皆年金体制を達成するためには、制度創設時の社会的・経済的・政治的条件のもとで、国民年金制度は、既存の被用者年金制度の未適用者を対象として、積立方式で運営される社会保険方式を基本にせざるを得なかったと言うことができる。

## 2. 国民年金制度における3つの特徴の修正

創設時の条件のもとで形成された3つの特徴は、その後の制度改革のなかで、大きく修正されることになった。以下では、それらがどのように修正されていったのかを整理したい。

### (1) 適用範囲の限定

零細企業従業員、農漁業従事者、自営業者、無業者を適用対象として始まった国民年金制

度では、1980年代に入ると財政危機という形で、その適用範囲を限定することに限界が見られるようになった。国民年金制度では、原則として25年の拠出期間を要求したため、本格的な年金支給が開始される時期は1986年以降となっていた。しかしながら、制度開始時に中高年だった者に同様の拠出期間を要求しても給付に結びつかないケースが多くなると考えられたため、制度開始時に31～49歳だった者については、拠出期間の要件を緩和する措置が取られていた。また、当時50～54歳までの者を対象として、10年間決められた保険料を払えば、65歳から一定額の年金を支給するという10年年金という制度が設けられ、さらに、1969年改正、1973年改正では、10年年金に加入しなかった者を対象として、5年間保険料を払えば年金給付を行うという5年年金及び再開5年年金の制度が作られた。1986年前に支給が始まったこれらの経過的年金は、国民の年金思想に至大な影響を及ぼすことを考えて、単なる期間比例によることなく、特別の配慮を払うべきとされ<sup>10</sup>、負担に比して過大な給付が行われた。これらの支給に要する費用の多くは、国庫負担と後代世代の保険料収入で賄われることになっていた。しかしながら、高度成長の終焉によって国家負担の拡大に限界が見られるようになつたことに加えて、産業構造の変動によって国民年金の被保険者である農漁業従事者、自営業者が大幅に減少した結果、保険財政上の収入が伸び悩み、1983年度からは、単年度の支出が、保険料、国庫負担及び利子による収入を上回り、国民年金制度の積立金が減少するという事態に陥ることとなった<sup>11</sup>。

以上のような財政危機を回避するために、1985年に基礎年金制度が創設されたのである。この制度では、従来の国民年金と被用者年金の定額部分を同額としたうえで、その給付に要する費用を各年金保険者からの被保険者数に応じた拠出金で賄うという仕組みを取っており、この制度を通じて、比較的財政上の余裕があった被用者年金と国民年金の間での財政調整が行われることとなった。こうして、従来の国民年金制度は基礎年金として全国民共通の年金制度となった<sup>12</sup>。

## (2) 社会保険方式

社会保険方式では、制度創設時にすでに障害・寡婦・老齢状態にある者には、給付を行うことは難しい。その一方で、国民皆年金が旗印として掲げられたことなどから、制度開始時から、そうした者を対象として全額国庫負担による福祉年金が国民年金制度には設置されていた。それに加えて、保険料を拠出し得ない低所得者層を対象として保険料の免除制度が導入されていた。制度創設の際には、拠出能力の充分な者だけを制度の対象とすべきという考え方方に立って国民年金制度を組み立てると、実質的に対象とすべき者とされた公的年金未加入者の二割程度を対象とする制度とならざるを得ない<sup>13</sup>ということが指摘され、当時の状況からは、免除制度の存在が必要不可欠となっていた。当初は、この免除制度による免除期間しかない者は、拠出制年金とは別個の福祉年金の対象者であったが、1962年改正によって、

免除期間しかない者も、国庫負担に相当する部分について、拠出制の年金が支給されるようになった。このように、国民年金では、社会保険方式が原則とされたものの、国民皆年金体制の達成のために、制度開始当初から、事前に拠出を行わなかった者であっても、国庫負担を財源とする給付を受けることができた。

さらに、1985年改正では、20歳前に障害となった者に対する障害基礎年金制度と第3号被保険者制度が創設された。1985年改正前では、20歳前に障害となった者を中心に、拠出制の障害年金では対応できない障害者が数多く存在し、多くの障害者は全額国庫負担による障害福祉年金を受給していたが、その給付水準は老齢福祉年金との関係で抑制されていた<sup>14</sup>ため、その水準の引上げが、受給者や関係団体の強く要請するところとなっていた。この問題に対応するために、1985年改正で、従前の障害福祉年金は障害基礎年金へと移行され、保険料拠出が行い得ない20歳未満で障害状態となった者に対しても、保険料拠出を行ってきた者と同様の給付が行われるようになった。ここで、20歳前障害に対する障害基礎年金の支給に要する費用は、60%が国庫負担、残り40%は保険料が充てられることとなり、事前拠出を行えなかった者に対しても、保険料を財源の一部とする給付が行われるようになったのである<sup>15</sup>。

また、1985年改正前では、世帯単位の被用者年金において夫の年金給付に妻の給付が含まれると考えられていたため、被用者の無業の妻は、国民年金には任意加入者となっていたのであるが、任意加入しなかった場合には、離婚等によって無年金者になる可能性があるということが問題となっていた。この問題に対処するために、被用者の無業の妻も第3号被保険者として国民年金へ強制加入させることによって基礎年金を保障することになった。その際、これに要する費用は被用者年金が制度としてまとめて負担することになったので、被用者の無業の妻は形式上保険料負担をしなくとも年金給付を受けることができるようになった。

その他にも、1999年改正では、学生の無年金者の発生を回避するために学生特例納付制度が創設され<sup>16</sup>、特例納付という形で保険料支払いを猶予されている期間であっても、障害基礎年金と遺族基礎年金の受給要件を満たすことができるようになった。以上のような形で、社会保険方式は部分的に修正されてきた。

### (3) 積立方式

拠出制年金の部分については、当初完全積立方式が目指されたものの、第一回の財政再計算に際して行われた1966年改正により、それが修正されることになった。1966年改正では、国民生活全般の向上によって年金給付額の実質価値が低下していたことに加えて、他の公的年金制度との均衡を図るという理由から、給付水準の引上げが最優先課題となっていた。すなわち、国民皆年金体制下において国民年金と二大支柱を形成する厚生年金保険との均衡を確保することが要請されたのである<sup>17</sup>。具体的には、厚生年金保険の標準的年金額と国民年金の夫婦二人分の基準年金額（25年拠出の場合の年金額）が等しくなるように、基準年金額

が2.5倍引き上げられた。それに対して、保険料負担の引上げについては、被保険者に比較的低所得者階層の多いことから、給付の引上げに見合う保険料負担の引上げは現実問題として不適当とされた。その結果として、財政方式については、完全積立方式を取り崩し、一部賦課方式の要素を取り入れて、当初は低額保険料で出発し、将来段階的に保険料を引き上げてゆくことにより長期的な収支均衡を確保するという修正積立方式に拠ることとされた。ただし、当時の参議院社会労働委員会の政府側答弁では、所得の伸びに見合って漸進的に保険料を引き上げて、1978年において、完全積立方式に戻ることが見込まれていた<sup>18</sup>。

しかしながら、その後の改正でも、1966年改正と同様の理由から、給付水準の引上げと保険負担引上げの抑制が行われ、さらに、1973年改正により物価スライド制が導入されたことによって、完全積立方式はますます維持できなくなってしまった<sup>19</sup>。最終的には、1985年改正によって、国民年金と被用者年金の定額部分が基礎年金として一元化され、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、各被用者年金制度及び国民年金制度からの拠出金で賄われるようになり、国民年金制度は実質的に賦課方式へと移行することになった。

### 3. 考察と展望

以上で整理したことを一言でまとめると、国民年金の制度改正は、「国民皆年金体制の実質化」と「原則としての社会保険方式の維持」を同時に追求するために、保険料拠出と保険給付の対応関係をより緩やかにしていく方向で行われてきたと言うことができる。

国民年金創設の目的であった「国民皆年金」については、その後もわが国の公的年金制度の基本的な特徴として考えられた。一旦、国民皆年金という普遍的な仕組みが取られた以上、それを選別的な仕組みに変更して行くことやそこから抜け落ちる国民を増大させることは、国民の社会保障制度に対する信頼性を損なう恐れがある<sup>20</sup>ことから、公的年金制度間の不均衡の是正や無年金者の解消によって、この仕組みを真に実りあらしめることが重要な政策課題となってきた。

その一方、「社会保険方式」については、1970年代後半に入ると、制度創設時には社会保険方式を強く主張した社会保障制度審議会が、税方式による基本年金構想を提言するなどの動きを見せたものの、財源調達する際に税よりも保険料の方が取りやすいことや、社会保険方式でスタートした制度を新たに税方式に改編していく場合には、それに伴って従前制度の現在及び将来の給付について大幅な変更が必要となり、従前制度との円滑な接続が困難であることなどから、一貫して、社会保険方式の維持が指向してきた<sup>21</sup>。

こうした2つの基本原則が国民年金の制度改正のあり方を規定してきた。具体的には、1980年代に財政危機に陥った国民年金を救済することは、国民皆年金体制を維持するために

不可避であったが、その際には、国庫負担増大による税方式への移行という手法は取られずに、1985年改正において、社会保険の枠組みを維持したまま、保険者間の財政調整によって、制度の立て直しが図られた。これによって、従来の被用者年金加入者は、各被用者年金に加入しながら、同時に国民年金の第2号被保険者として国民年金に加入することとなった。自営業者等の従来の国民年金加入者は、第1号被保険者とされ、それまで通り、定額の国民年金保険料を支払うことになったのに対して、第2号被保険者は国民年金の保険料を直接払うのではなく、自身の所属する被用者年金に定率の保険料を支払い、そこでプールされた保険料の一部が拠出金として基礎年金勘定に流れるという仕組みとなり、すべての国民が国民年金に加入することになったものの、職業によって負担の仕方が異なるという複雑な制度がここで生まれた。さらに、同改正では、従来の制度体系において離婚等をした場合に年金権が充分に保障されていなかった被用者の無業の妻の年金権を保障するために、第3号被保険者制度が創設された。また、無年金者を解消するためには、低所得階層を国民年金制度に取り込む必要があったが、福祉年金の併設や保険料免除制度の導入とその後の制度改正によって、社会保険方式を全面的に崩さずに部分的に修正し、無拠出給付を一部拡大させながら、拠出能力が無い者も国民年金制度で対応してきた。さらに、国民皆年金体制を実質化するための経過的年金による早期成熟化措置や格差均衡のための給付水準の引上げによって、国民年金制度の賦課方式化が進められていき、世代ごとに拠出と給付が均衡するのではなく、引退世代の給付は現役世代の拠出によって賄われるようになった。このようにして、「国民皆年金体制の実質化」と「原則としての社会保険方式の維持」が同時に追求された結果、保険料拠出と保険給付の対応関係が緩やかになっていったのである。

こうして生み出された保険料拠出と保険給付の対応関係の弛緩は、年金制度にどのような影響をもたらしたのであろうか。もちろん、私保険と異なり、社会的扶養の原理が混入されたところに特徴のある「社会」保険であるから、こうした方向そのものに問題があったわけではない。ただし、社会保険が「保険」という体裁を取る以上、保険料負担と保険給付の間の有償関係が保険料負担者に意識されざるを得ないことは確かである。それゆえ、社会保険において、有償関係の修正を保険料負担者に納得させるためには、「連帶」意識の存在が不可欠となるのである<sup>22</sup>。にもかかわらず、連帶意識の醸成が伴わないまま、あるいは、連帶意識が希薄化していくなかで、社会保険方式を崩さずに国民皆年金体制を実質化するための方策として、保険制度間の財政調整、無拠出給付の拡大などに代表される世代内移転、賦課方式化に伴う世代間移転の拡大が行われた。その結果として、国民年金制度における有償関係の修正が国民の連帶意識の限界を超てしまい、年金制度全体に対する信頼性の低下が引き起こされていると考えられる。被用者の無業の妻が形式的には自らの保険料負担をしなくとも、被用者全体の負担によって基礎年金給付が受けられること（第3号被保険者問題）や、人口高齢化に伴って、賦課方式の年金制度が世代間での内部収益率に格差をもたらしている

こと（世代間の損得問題）に対する不満が高まっているのは、以上述べてきたことの現れに他ならない。

このようにして発生していると考えられる不信感を解消するためにはどうすればよいのであろうか。この問いは本稿の課題を超えてるので簡単にしか述べることができないが、これまでの整理を踏まえれば、大きく言って2つの方法が考えられる。ひとつの方法は、これまでこだわってきた「保険」という体裁をとることを辞めてしまうことである。税方式にしたとしても、これまでと同じような世代内及び世代間移転が行われるため、世代間の損得問題や第三号被保険者問題は根本的には解決しないが、負担と給付の有償関係が完全に切断されるため、個人の損得が計算できなくなり、そうした問題が不可視化する。その結果として、世代内移転や世代間移転が不公平と認識される余地は少なくなる。もう一つの方法は、社会保険方式を維持しながら、保険料負担と保険給付の有償関係を強化することである。全面的に強化する場合は、①制度分立化あるいは完全な一元化、②無拠出給付の排除、③積立方式化することで、保険料負担と保険給付の対応をより見えやすい形にするという方向となる。その他に、①～③の要素を全てではなく、部分的に強めることで有償関係を強化していく方向も考えられる。

### 【注】

- 1 戦前の国民年金構想については、横山和彦 [1980]：第1章を参照。
- 2 小山進次郎 [1959]：p.12の第7表を参照。
- 3 1950年代後半の日本経済には、農業・小零細企業など前近代的部門が広範に存在し、これらの部門の所得水準・労働条件が、近代化部門に比べて著しく低く、その格差は拡大傾向にあった。1958年の経済白書では、二重構造問題を放置すれば社会的緊張を醸成する恐れもあると認識されていた。
- 4 国民皆年金体制が成立した背景について詳しくは、近藤文二 [1961]、小山進次郎 [1959]、厚生省年金局 [1962]、田多英範 [1991]、横山和彦 [1980] を参照。
- 5 小山進次郎 [1959]：pp.17-19によれば、1958年5月の衆議院総選挙において自民党は勝利を得たが、翌年度中の国民年金制度創設の公約が国民にアピールしたことがその原因の一つだと言われただけに、国民年金制度の実現は万難を排しておこなわなければならないと感じられるに至ったという。
- 6 ジョン・C・キャンベル [1995]：p.106より引用。
- 7 厚生省年金局 [1962]：pp.115-117を参照。
- 8 厚生省年金局 [1962]：pp.132-135を参照。
- 9 小山進次郎 [1980]：pp.36-37を参照。賦課方式では、選挙対策のために、政治家によって、負担の裏付けのない給付の引上げが安易に行われる恐れがあったことを官僚側は危惧していたと考えられる。
- 10 1968年の国民年金審議会意見書（社会保険庁 [1990]：pp.172-177）を参照。
- 11 玉井金五 [1999]：p.10の第2表を参照。

- 12 1980年代における年金改革については、清水英彦 [1991]、田多英範 [1994]、玉井金五 [1999] を参照。
- 13 小山進次郎 [1959] : pp.38-40 を参照。
- 14 障害福祉年金額は、2級については老齢福祉年金額と同額、1級がその1.5倍という形で決定されてきたのであるが、老齢福祉年金は受給者が多く、その水準の引き上げは、財政負担が膨大となるという理由から抑制されてきた。その結果、障害福祉年金の給付水準も低く抑えられることになっていた。
- 15 20歳前障害に対する障害基礎年金の導入過程については、百瀬優 [2003] : pp.134-137 を参照。
- 16 かつては、20歳以上の学生は、国民年金の強制適用から除外され、制度に任意加入できることとされてきた。しかし、任意加入しなかった者が障害者になった場合に、無年金者となってしまうため、1989年改正によって、学生も国民年金の被保険者として強制加入することになった。ただし、保険料免除の仕組みがあったものの、学生の所得がなくとも親の所得が一定額以上あれば、免除が認められない形になっていたため、保険料の免除が受けられずに保険料を滞納してしまう者が少なくなかった。そして、このような理由によって滞納した者が障害となった場合には、保険料納付要件を満たせないために、無年金者となってしまった。この問題を解決するために、1999年改正によって設けられたのが学生特例納付制度である。学生本人の前年所得が68万円以下の場合、届け出を行うと、保険料の納付が猶予され、その後払いが可能となる仕組みで、この届け出を行うと、届け出期間中に障害となった場合や死亡した場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金が支払われるようになった。
- 17 1966年改正において厚生年金保険との格差均衡が政策課題となっていたことについては、浜田洋一 [1966] : p.60 及び社会保険庁 [1990] : p.148 を参照。
- 18 参議院社会労働委員会 [1967] : p.28 の伊部年金局長の答弁を参照。
- 19 1960年代から70年代初期にかけての国民年金制度の改正動向について詳しくは、李靜淑 [1994] を参照。
- 20 武川正吾 [1997] : p.270によれば、皆保険・皆年金体制のなかに選別主義を導入するということは、政府による一種の「契約違反」となりかねないから、政府に対する国民の信頼は裏切られることになるという。
- 21 社会保障制度審議会の基本年金構想については、「皆年金下の新年金体系」建議（1977年）を参照。また、それに対して、年金制度の基本的な仕組みは社会保険方式によるべきという主張については、年金制基本構想懇談会による「わが国年金制度の改革の方向-長期的な均衡と安定を求めて」（1979年）を参照。いずれも、日本国民年金協会 [1983] に所収。
- 22 社会保険と連帶の関係については、倉田聰 [2002] を参照。

## 【参考文献】

- ・ ジョン・C・キャンベル（三浦文夫・坂田周一訳）[1995]『日本政府と高齢化社会』中央法規出版
- ・ 浜田洋一 [1966]「国民年金法の改正について」『季刊社会保障研究』Vol.2 No.2
- ・ 近藤文二 [1961]「国民皆保険と国民年金」大内兵衛編『戦後における社会保障の展開』至誠堂
- ・ 厚生省年金局編 [1962]『国民年金の歩み 昭和34～36年度』厚生省年金局

- ・ 小山進次郎 [1959] 『国民年金法の解説』時事通信社
- ・ 小山進次郎 [1980] 「国民年金制度創設の舞台裏」日本国民年金協会編『国民年金二十年秘史』日本国民年金協会
- ・ 倉田聰 [2002] 「老人保健拠出金制度の問題点と健康保険事業の可能性（中）」『健康保険』Vol.56 No.10
- ・ 百瀬優 [2003] 「障害年金に関する一考察」『商学研究科紀要』No.56
- ・ 日本国年金協会編 [1983] 『動き出す年金制度改革』日本国民年金協会
- ・ 李靜淑 [1994] 「日本における国民年金制度の展開」『経済学雑誌』（大阪市立大学）Vol.95 No.1・2
- ・ 参議院社会労働委員会調査室 [1967] 『国民年金に関する政府側答弁の要旨』
- ・ 清水英彦 [1991] 「年金保険の制度改革」横山和彦・田多英範編著『日本社会保障の歴史』学文社
- ・ 社会保険庁運営部年金管理・年金指導課編 [1990] 『国民年金三十年のあゆみ』ぎょうせい
- ・ 田多英範 [1991] 「分立型国民皆年金体制の確立」横山和彦・田多英範編著『日本社会保障の歴史』学文社
- ・ 田多英範 [1994] 『現代日本社会保障論』光生館
- ・ 武川正吾 [1997] 「--社会学者の見た皆保険・皆年金」『季刊社会保障研究』Vol.33 No.3
- ・ 玉井金五 [1999] 「日本の「財政調整」型社会保障」『経済論叢』（京都大学）Vol.164 No.4
- ・ 植村尚史 [2003] 『社会保障を問い直す』中央法規出版
- ・ 山崎泰彦 [1980] 「国民皆年金体制の再検討」『季刊社会保障研究』Vol.15 No.3
- ・ 横山和彦 [1980] 『国民年金』教育社
- ・ 全国社会保険協会連合会 [2000－2002] 「国民年金の歴史（1）～（24）」『ねんきん』No.480-503